

市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納期限

市税などの区分	納期限											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月(28日)	1月末	2月末	3月末
市・県民税 (普通徴収)			前納 1期		2期		3期			4期		
固定資産税 都市計画税		前納 1期		2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険料			前納 6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
後期高齢者 医療保険料				前納 1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
介護保険料			前納1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

※年度により変更する場合があります。なお、月末が祝休日の場合は翌営業日となります。

- 問 国民健康保険料について 国保・高齢者医療課収納担当 第一庁舎2階 ☎224-7260
 後期高齢者医療保険料について 国保・高齢者医療課高齢者医療担当 第一庁舎2階 ☎224-8767
 介護保険料について 介護保険課 第二庁舎1階 ☎224-7931

市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の支払い方法

口座振替による納税のお勧め

市税などの納付には便利で確実な口座振替のご利用をお勧めします。指定された預貯金口座から自動的に税(料)金が引き落とされ安心です。一度手続きをすると翌年度以降も継続され、振替手数料は無料です。

振替可能な税目

市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(償却資産含む)、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料(普通徴収)

申込手続

長野市ホームページから申込みを行う方法

- ※後期高齢者医療保険料は除きます。
 ※指定する口座が個人名義の口座に限ります。

右記のコードを読み込んで「長野市口座振替WEB申込サービス」の画面に入り、申込み(新規・変更)を行ってください。



※以下のものをご用意ください。

- 納税(付)通知書など
- 指定口座のキャッシュカード暗証番号
- 指定口座の預貯金通帳

※取扱い金融機関

右記の「その他納付方法」に掲載の金融機関(三菱UFJ信託銀行を除く)

金融機関および市担当課・各支所で申込み方法

口座振替依頼書(自動払込利用申込書)に必要事項を記入し、指定した口座の銀行届出印を押印のうえ、各窓口へ提出してください。依頼書は各窓口にあります。

※以下のものをご用意ください。

- 納税(付)通知書など
- 指定口座の金融機関届出印
- 指定口座の預貯金通帳

※取扱い金融機関

右記の「その他納付方法」に掲載の金融機関、みずほ銀行、三井住友銀行、商工組合中央金庫長野支店

その他納付方法

銀行

八十二銀行、北陸銀行、長野銀行、三菱UFJ信託銀行、以上全国の本店および支店

金庫・組合

長野信用金庫、長野県信用農業協同組合連合会、長野県信用組合、長野県労働金庫 以上の本店および支店

農業協同組合

ながの農業協同組合、グリーン長野農業協同組合、以上の本店および支店

ゆうちょ銀行・郵便局

全国の地方税統一QRコード対応の共通納税対応金融機関

※固定資産税・都市計画税(償却資産含む)、軽自動車税(種別割)のみ対応しています。

※金融機関の事情により、納付場所および手数料等に変更が生じる場合があります。詳しくは市のホームページをご覧ください。

市役所(担当課および各支所)

市税: 収納課
 国民健康保険料および後期高齢者医療保険料: 国保・高齢者医療課
 介護保険料: 介護保険課

コンビニエンスストア

※納付可能なコンビニエンスストアは、市のホームページからご覧いただけます。

※バーコードが印刷されている納付書で納期限までに納めるときに限ります。

※納付額は1回30万円までです。

スマートフォン決済

PayPay請求書払い、LINE Pay請求書支払い

※バーコードが印刷されている納付書で納期限までに納めるときに限りです。

※納付額は1回30万円までです。

ペイジー

ペイジー対応ATMやインターネットによる納付

※金融機関のインターネットバンキング・モバイルバンキングの契約が必要です。

地方税お支払サイト利用による納付

※固定資産税・都市計画税(償却資産含む)、軽自動車税(種別割)のみ対応しています。

※サイトにアクセスした後に納付書のQRコード(eL-QR)を読み込むか、納付書のeL番号を入力してください。

※別途手数料がかかる場合があります。

各種スマートフォン決済アプリによる納付

※固定資産税・都市計画税(償却資産含む)、軽自動車税(種別割)のみ対応しています。

※アプリを起動し、納付書の地方税統一QRコード(eL-QR)を読み取ってください。

※別途手数料がかかる場合があります。

国民健康保険

問い合わせ 国保・高齢者医療課(第一庁舎2階) ☎224-5025/7225

加入・脱退などの手続き

資格に変更があった場合は、国保・高齢者医療課または各支所で、原則、14日以内に手続きを行ってください。

状況	お持ちいただくもの
加入 <ul style="list-style-type: none"> ●退職などで職場の健康保険をやめたとき ●健康保険の扶養家族から外れたとき ●任意継続の健康保険の資格が満了するとき 	<input checked="" type="checkbox"/> 健康保険離脱証明書(職場の健康保険などの資格がいつからなくなったか職場に証明していただくもので、離職票ではお受けできません。) <input checked="" type="checkbox"/> 任意継続の健康保険証または資格喪失証明書(有効期限、資格喪失予定日が記載されているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 「マイナンバーカード」またはマイナンバーが確認できるもの(世帯主および加入する人) <input checked="" type="checkbox"/> 窓口へ来られる人の運転免許証などの本人確認できるもの(※) <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証(退職理由が解雇などの場合は、保険料が軽減されることがあります) <input checked="" type="checkbox"/> 預貯金通帳、通帳の届け出印(口座振替依頼書で申し込み希望の場合)
脱退 <ul style="list-style-type: none"> ●職場の健康保険に入ったとき ●職場の健康保険の扶養家族になったとき 	<input checked="" type="checkbox"/> 職場の健康保険の保険証(コピー可)(脱退する人全員分の保険証) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険の保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 「マイナンバーカード」またはマイナンバーが確認できるもの(世帯主および脱退する人) <input checked="" type="checkbox"/> 窓口へ来られる人の運転免許証などの本人確認できるもの(※)
再交付 <ul style="list-style-type: none"> ●保険証をなくしたとき 	<input checked="" type="checkbox"/> 窓口へ来られる人の運転免許証などの本人確認できるもの(※) <input checked="" type="checkbox"/> 「マイナンバーカード」またはマイナンバーが確認できるもの(世帯主および再発行する人)
<ul style="list-style-type: none"> ●市外の学校へ住民票の異動を伴って修学するとき 	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険の保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 在学証明書(原本)または学生証(コピー可) <input checked="" type="checkbox"/> 「マイナンバーカード」またはマイナンバーが確認できるもの(世帯主および該当者) <input checked="" type="checkbox"/> 窓口へ来られる人の運転免許証などの本人確認できるもの(※)

※本人確認できるものとは、運転免許証など官公庁が発行した顔写真付きのもの、または保険料納付額通知書、預貯金通帳など2つ以上のもの。

国民健康保険料の納付

保険料は住民票の世帯単位で計算しますので、納付義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険(国保)に加入していない場合でも世帯員に国保加入者がいる場合は、国民健康保険料の納付義務者は世帯主になります。

1年分(4月から翌年3月まで)を、6月から翌年3月までの10回に分けて納めていただきます。納期限は各月の末日(祝日の場合は翌営業日)です。6月中旬に保険料額の通知書とともに、口座振替以外の人に全期前納用納付書(納期限は6月末日)と6月期から3月期分の納付書をお送りします。6月以降に加入手続きされた人には、手続きした翌月に納付書をお送りします。

なお、国保加入者が65歳から75歳未満の人のみの世帯は、一定の要件に該当しますと、年金受給額から保険料が差し引かれます。

口座振替をご利用ください

納め忘れのない口座振替が便利です。預貯金通帳・届け出印・納額通知書または保険証をお持ちになり、市役所または金融機関の窓口へお申し込みください。新しく加入された世帯へは、保険証を郵送する際に口座振替依頼書を同封しますので、郵送でもお申し込みいただけます。またインターネット(web)からのお申し込みも可能です。長野市ホームページからアクセスしてください。

リンク

税金・保険・年金「市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納期限」

P58



お医者さんにかかるときは

問 国保・高齢者医療課(第一庁舎2階)

74歳までの人:給付担当 ☎ 224-7225

75歳以上の人:高齢者医療担当 ☎ 224-8767

国民健康保険被保険者証を提示して診療を受ける場合、自己負担は3割(義務教育就学前の子2割、70歳以上75歳未満の人は2割または3割)です。ただし、入院時の食事代は定額負担です。

なお、70歳以上75歳未満の人は、国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を提示してください。

75歳以上の方は、「後期高齢者医療被保険者証」を提示してください。

リンク

高齢者福祉・介護
「後期高齢者医療制度」

P67

国民健康保険で受けられる給付

持ち物等、申請に必要な書類や支給基準は各項目で異なります。詳しいことは、市ホームページをご覧ください。国保・高齢者医療課までお問い合わせください。

療養費

やむを得ない事情で保険証を提示できず、全額を自己負担したとき、治療用の補装具を作製したときなど、自己負担割合(2割又は3割)を差し引いた金額を申請により支給します。支給期間は支払った日(受診日)の翌日から2年間です。

高額療養費

医療機関で1カ月間(暦月)に支払った保険適用の医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を申請により支給します。申請期間は、受診した翌月の1日から2年間です。

自己負担限度額、支給額の計算方法等は、世帯の所得額や年齢によって異なるのでお問い合わせください。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

医療機関での支払い前に「限度額適用認定証」又は「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、保険適用の医療費のうち、窓口負担分(2割又は3割)が高額療養費の自己負担限度額までとなります。

入院時の食事代は、1食460円です。

ただし、住民税非課税世帯の方は「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」を提示することで、210円(90日を超える入院の場合、申請により認定を受けた場合は160円)又は70歳以上で所得がない世帯は100円に減額されます。

出産育児一時金

国保加入者が出産したとき、488,000円(令和5年4月1日以降の生まれ)を支給します。申請期間は、出産日翌日から2年間です。

※妊娠12週(85日)以上であれば、死産・流産の場合も給付を受けることができます。

給付方法は、(1)直接支払制度(市が直接医療機関へ支払う方法)を利用する場合、(2)申請により受給する場合、(3)受取代理制度を利用する場合です。

(1)は出産予定の医療機関へご相談ください。(3)は市への事前相談等が必要です。

葬祭費

国保加入者が死亡したとき、葬祭を行った人(喪主)に対して5万円を支給します。申請期間は葬祭執行日の翌日から2年間です。

特定健診、人間ドック

特定健診

メタボリックシンドロームに着目した健康診査を実施します。長野市国民健康保険に加入する今年度30歳から39歳までの人を対象に「30歳代の国保健診」、「保健指導」、今年度40歳以上の人を対象に「長野市国保特定健診」、「特定保健指導」を実施します。77ページをご覧ください。

人間ドックなど受診料の一部補助

35歳以上の長野市国民健康保険の加入者が、指定医療機関で人間ドック・脳ドックを受診する場合、年度中1回に限り1万5,000円を補助します。必ず、受診前に補助の申請をしてください。

後期高齢者医療制度加入者については、67ページをご覧ください。

※人間ドック・脳ドックの補助と特定健診は同じ年度内に重複して受診することはできません。

